



栃木県公報

平成26年
1月24日(金)
号外
第3号

目次

告示

○漁業権の免許.....	1
○遊漁規則の認可.....	4

告示

栃木県告示第31号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成26年1月1日付けで共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許したので公示する。

平成26年1月24日

栃木県知事 福田 富一

1 共同漁業権

公番	示号	免番	許号	漁業権		住所又は所在地	氏名又は名称	免許の内容	免許を ^す するに ^{たり} 当たり ^又 は ^{条件} 付 ^す る制限 ^又 は ^{条件}	存続期間
				住所又は所在地	氏名又は名称					
内第1号	共1号	内第1号	共1号	大田原市松木沢1033番地	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	平成25年栃木県告示第426号で公示した免許の内容となるべき事項のとおり。	水口 ^す 贖幅5メートル以上のやな漁法を除く。	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	
内第2号	共2号	内第2号	共2号	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
内第3号	共3号	内第3号	共3号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第4号	共4号	内第4号	共4号	那須塩原市塩原2356番地	塩原漁業協同組合	塩原漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第5号	共5号	内第5号	共5号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第6号	共6号	内第6号	共6号	河内郡上三川町大字上三川1480番地7	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第7号	共7号	内第7号	共7号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第8号	共8号	内第8号	共8号	河内郡上三川町大字上三川1480番地7	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第9号	共9号	内第9号	共9号	日光市中宮祠2482番地	中禅寺湖漁業協同組合	中禅寺湖漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第10号	共10号	内第10号	共10号	日光市左下部144番地2	今北漁業協同組合	今北漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第11号	共11号	内第11号	共11号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第12号	共12号	内第12号	共12号	日光市鬼怒川温泉大原1331番地6	おじか・きぬ漁業協同組合	おじか・きぬ漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第13号	共13号	内第13号	共13号	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	
内第14号	共14号	内第14号	共14号	日光市湯西川709番地	湯西川漁業協同組合	湯西川漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第15号	共15号	内第15号	共15号	日光市日蔭585番地	栗山漁業協同組合	栗山漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第16号	共16号	内第16号	共16号	日光市川俣821番地	川俣湖漁業協同組合	川俣湖漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第17号	共17号	内第17号	共17号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第18号	共18号	内第18号	共18号	河内郡上三川町大字上三川1480番地7	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	栃木県鬼怒川南部漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	
内第19号	共19号	内第19号	共19号	小山市大字立木1478番地6	栃木県下都賀漁業協同組合	栃木県下都賀漁業協同組合	同 上	同 上	同 上	

内第17号	共内第17号	鹿沼市下永野1382番地1	永野川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第18号	共内第18号	鹿沼市口栗野704番地	小倉川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第19号	共内第19号	鹿沼市草久1336番地1	西大芦漁業協同組合	同上	同上	同上
内第20号	共内第20号	鹿沼市中粕尾391番地3	粕尾漁業協同組合	同上	同上	同上
内第21号	共内第21号	鹿沼市加園1873番地3	荒井川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第22号	共内第22号	鹿沼市今宮町1688番地1	黒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第23号	共内第23号	宇都宮市平出工業団地6番地7	栃木県鬼怒川漁業協同組合	同上	同上	同上
内第24号	共内第24号	足利市常見町623番地4	渡良瀬漁業協同組合	同上	同上	同上
内第25号	共内第25号	日光市足尾町松原6番3号	足尾町漁業協同組合	同上	同上	同上
内第26号	共内第26号	大田原市松木沢1033番地	栃木県那珂川漁業協同組合連合会	同上	同上	同上

2 区画漁業権

公 示 番 号	免 許 番 号	漁 業 権		免 許 の 内 容	免 許 を す る に 当 た り 付 す る 制 限 又 は 条 件	存 続 期 間
		住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称			
区 第 1 号	区 第 1 号	鹿沼市府所町20番地	栃建漁業組合 理事長 加藤 柁男	平成25年栃木県告示第426号で公示した免許の内容となるべき事項のとおり。	なし	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

栃木県告示第32号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により公示する。

平成26年1月24日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
大田原市桜木沢1033番地
栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号、内共第2号及び内共第26号
- 3 遊漁規則施行の日
平成26年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県那珂川漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）が免許を受けた内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、本会を構成する会員漁業協同組合（以下「会員組合」という。）の組合員以外の者がする水産動物（内共第1号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、かわむつ、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ、かじか及びかにを、内共第2号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、うなぎ及びかじかを、内共第26号にあっては、さくらます・やまめ、うぐい、かわむつ、おいかわ、ふな、どじょう及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣（あゆの友釣以外の掛釣、空釣及び擬似おとり（あゆるア一）を除く。）投網、四手網、たも網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 手釣、竿釣及び虫釣（餌釣を含む。）による遊漁の場合に使用できる漁具の数は、1人3組以内とする。
- 3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
投網	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満であって、網目こま9ミリメートルを超えるもの
たも網及び手網	円形のものであって口径40センチメートル未満のもの又は方形のものであって長辺の長さ50センチメートル未満のもの
あゆの友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの

- 4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める期間に限り、これを用いることができる。

漁 具 及 び 漁 法	期 間
投網及びオランダ釣	本会が定めて公示する投網及びオランダ釣解禁日から翌年3月31日まで

- 5 遊漁者は、遊漁をする場合において、次の行為をしてはならない。

- (1) 原動機付船等を使用すること。
- (2) 友釣りでリールを使用すること。
- (3) 船釣りで全長50メートル以上のもやい網を使用すること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間に限り、これを行うことができる。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から11月10日までの期間内で本会が定めて公示する期間

さくらます・やまめ及びいわな	3月1日から9月19日までの期間内で本会が定めて公示する期間
かじか	6月1日から10月31日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間
舟（舟に類するものを含む。）を用いるもの	1 内川 矢板市安沢赤淵堰から上流国道バイパス橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
	2 箒川 矢板市土屋東北本線鉄橋から上流の区域	
投網	1 那珂川 (1) 大田原市湯殿橋から上流の区域 (2) 新那珂橋から上流三川又用水頭首工下流100メートルに至る区域	1月1日から12月31日まで
	2 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域	
	3 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域	
	4 荒川 (1) さくら市内川合流点から上流野辺山堰に至る区域 (2) さくら市小入堰から上流の区域	
	5 内川 さくら市八竜神堰から上流の区域	
	6 宮川 矢板市幸岡株木橋から上流の区域	
	7 武茂川 那珂川合流点から上流の区域	
	8 箒川 (1) 那珂川町浄法寺橋から上流小種島大橋に至る区域 (2) 那須塩原市高阿津堰から上流の区域	
	9 大田原市片府田地先箒川合流点から上流の蛇尾川及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川）	
	10 大田原市花園地先箒川合流点から上流の百村川及びその支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川）	
	11 松葉川 大田原市下高橋から下流那珂川合流点に至る区域	
	12 那須町下川下余笹橋から上流の余笹川及びその支流（四ツ川、苦戸川及び白戸川）	
	13 那須町富岡大塩橋から上流の黒川及びその支流（板敷川）	
	14 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の奈良川及びその支流（菖蒲川）	
	15 三蔵川 那須町大秋津橋から上流の区域	
	那珂川 茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域	1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで
やす突	1 逆川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
	2 坂井川 茂木町みその橋から下流の区域	

全漁法	1 那珂川	1月1日から12月31日まで
	(1) 那珂川町地先三川又用水頭首工から上流50メートル下流100メートルの区域	
	(2) 那須塩原市板室板室ダム堰堤の上下流各100メートルの区域	
	(3) 那須塩原市板室板室発電所放水口から下流100メートルの地点に至る区域	
	(4) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から下流1.4キロメートルの地点にある砂防堰堤に至る区域	
	(5) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流梅船橋に至る深山ダム湛水区域	
	(6) 那須塩原市板室地内湯川合流点から上流400メートルの区域	
	2 武茂川	
	(1) 大田原市雲巖寺三和橋から上流瑞雲橋に至る区域	
	(2) 那珂川町大山田下郷大河内橋から上流石田橋の上流420メートルの地点に至る区域	
	3 蛇尾川	
	町島橋から上流今泉大橋に至る区域	
	4 鍋有沢川	
	全ての区域	
	5 小蛇尾川	
下部ダム下流400メートルの地点から上流の下部調整池に至る区域（調整池を含む。）		

2 前項に定めるもののほか、本会は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種について、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

名 称	魚 種	漁 具 及 び 漁 法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
遊漁年証	全魚種	投網を除く全漁法	1年	11,500円	現場扱いなし
雑魚年証	雑魚甲	投網を除く全漁法	1年	7,000円	現場扱いなし
投網年証	全魚種	全漁法	1年	14,500円	現場扱いなし
中学生投網年証	全魚種	全漁法	1年	4,000円	現場扱いなし
日釣券	全魚種	投網を除く全漁法	1日	2,500円	800円
雑魚日釣券	1 雑魚甲	投網を除く全漁法	1日	1,500円	500円
	2 雑魚乙	投網を除く全漁法	1日	1,000円	300円
投網1日券	全魚種	全漁法	1日	4,500円	1,000円

注1 全魚種とは、本会が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚甲とは、全魚種よりあゆ、こい及びうなぎを除いた魚種を、雑魚乙とは、全魚種よりあゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ及びいわなを除いた魚種をいう。

2 中学生投網年証は、中学校生徒に限り利用できるものとする。

3 遊漁料の納付場所は、会員組合事務所その他組合があらかじめ指定する場所とする。ただし、日釣券、雑魚日釣券及び投網1日券にあつては、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料（中学校生徒にあっては、投網による遊漁をする場合を除く。）
肢体不自由者（5級以上の身体障害者手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、本会が開設する特設釣場又はつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、本会が別に定めて公示した遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 本会は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条第2項の規定により本会が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

（漁場指導員）

第10条 本会は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する腕章又は徽章を身につけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 本会は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

（公示の方法）

第12条 本会が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、会員組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

宇都宮市平出工業団地6番地7

栃木県鬼怒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第3号及び内共第23号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第3号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ、かじか及びブラウントラウトを、内共第23号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、投網、四手網、たも網、手網、やす突（特殊やす突を除く。）、筌（網使用のどじょう筌を除く。）又は板荷押以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
網漁具	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
やす突	船利用特殊やす突以外のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筌	簀目こま5ミリメートルを超えるもの 筌に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁具及び漁法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	赤川ダム特別漁場	1組
	東古屋湖特別漁場	計2組以内
	上記以外の漁場	計3組以内
四手網	赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場以外の漁場	1組

注 赤川ダム特別漁場とは、宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川の区域を、東古屋湖特別漁場とは、塩谷郡塩谷町大字上寺島地先西荒川ダムから上流大日岩に至る西荒川の区域をいう。

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

漁具及び漁法	区 域	禁 止 期 間
投網	県道矢板今市線の梶橋から上流の荒川、東荒川、西荒川（西荒川ダム湛水区域通称東古屋湖を含む。）及びその支流並びに宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川	1月1日から12月31日まで
	県道矢板今市線の梶橋から下流の荒川	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
	上記以外の漁場	5月1日から5月31日まで
掛釣及び疑似おとり釣	全ての区域	1月1日から12月31日まで
やす突	全ての区域	12月1日から翌年2月末日まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法
- (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること
- (3) あゆを採捕しようとする場合において、船等を使用すること
- (4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること
- (5) 原動機付船等を使用すること
- (6) 投網を使用する場合において、船を使用すること
- (7) 組合設備又は組合の指定を受けていない船等を使用すること（赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場に限る。）
- (8) 東古屋湖及び赤川ダム特別漁場において竿釣又は手釣以外の漁具及び漁法を用いること（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ、いwana及び ブラウントラウト	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
東古屋湖（塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から上流大日岩に至る西荒川の区域）	1月1日から組合が定めて公示する解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島字東古屋地先大日岩から上流の西荒川	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から下流300メートルまでの西荒川	1月1日から12月31日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に定める全長以下のものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな、にじます及びブラウントラウト	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期 間	遊漁料	附加料	
年 間 券	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	12,000円	700円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	5,900円	700円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	4,200円	700円
	2等遊漁券	全魚種	投網、四手網、たも 網、手網、やす突、 徒手、手釣、竿釣、 板荷押及び筥	同上	1年	19,000円	700円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及びや す突	同上	1年	4,000円	500円
	学生普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及びや す突	同上	1年	1,000円	—
日	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	2,500円	700円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	1,400円	400円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	700円	—

券	団体雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1日	600円	-
	2等遊漁券	全魚種	投網、四手網、たも 網、手網、やす突、 徒手、手釣、竿釣、 板荷押及び釜	同上	1日	8,000円	700円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網及びや す突	同上	1日	1,000円	300円
東 古 屋 湖 特 別 漁 場 券	全魚種日釣券 (A)	全魚種	手釣及び竿釣	西荒川ダム中 心線から上流 大日岩に至る 西荒川の区域	解禁日及 び翌日	4,000円	500円
	全魚種日釣券 (B)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日の 翌々日か ら12月31 日まで	3,000円	500円
	全魚種午後券	全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	2,500円	500円
	全魚種回数券 (10枚綴り)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	同上	24,000円	500円
	ふな日釣券	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	1,800円	500円
	ふな回数券 (10枚綴り)	ふな	手釣及び竿釣	同上	同上	14,400円	500円
	学生日釣券 (A)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日及 び翌日	2,000円	500円
	学生日釣券 (B)	全魚種	手釣及び竿釣	同上	解禁日の 翌々日か ら12月31 日まで	1,800円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな、ブラントラウト及びかじかを除いた魚種をいう。

2 学生全魚種釣券及び学生普通釣券については、高等学校の生徒、学生日釣券(A)及び学生日釣券(B)については中学校及び高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券及び午後券にあつては当日限りとする。

5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料(中学校生徒にあつては、年間券及び日釣券に限る。)。ただし、東古屋湖特別漁場における小学校児童は1日1,000円とする。
肢体不自由者(7級以上の身体障害者手帳を提示した者で、遊漁に支障ある者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額
女性	前項に規定する遊漁料から500円を減じた額(東古屋湖特別漁場における全魚種券及びふな釣券に限る。)

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権設定区域において遊漁しようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ組合に納付し、その承認を得なければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条第2項の規定により組合が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出(第7条に規定する午後券を利用する場合にあっては、午後0時)から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場監視員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

3 栃木県鬼怒川漁業協同組合及び栃木県鬼怒川南部漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

宇都宮市平出工業団地6番地7

栃木県鬼怒川漁業協同組合

河内郡上三川町大字上三川1480番地7

栃木県鬼怒川南部漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合及び栃木県鬼怒川南部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場の区域(以下「漁場区域」という。)において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(内共第5号にあっては、にじます、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第6号にあっては、にじます、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず及びうなぎを、内共第7号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第15号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、にごい、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、掛釣（あゆを採捕する場合に限る。）、擬似おとり釣、投網、四手網、たも網、手網、やす突（特殊やす突を除く。）、筌（網使用のどじょう筌を除く。）又は板荷押以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
網漁具	網目こま9ミリメートルを超えるもの
四手網	間口2メートル未満のもの
たも網	円形のものであって口径60センチメートル未満のもの
手網	方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの
やす突	船利用特殊やす突以外のもの
あゆ友釣	はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの
筌	簀目こま5ミリメートルを超えるもの
	筌に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	制 限
竿釣及び手釣	大谷川特別漁場	1組
	上記以外の漁場	計3組以内
四手網	大谷川特別漁場以外の漁場	1組

注 大谷川特別漁場とは、大谷川霧降大橋上流第十二床固から霧降大橋下流所野第二床固までの区域をいう。

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

漁 具 及 び 漁 法	区 域	禁 止 期 間
投網	日光市開進橋から上流の大谷川及びその支流、板穴川、宇都宮市横山町地先横山橋から上流の田川及びその支流並びに宇都宮市大通り4丁目幸橋から築瀬橋までの田川	1月1日から12月31日まで
	日光市大渡橋から上流の鬼怒川	
	宇都宮市横山町地先横山橋から下流同市大通り4丁目幸橋までの田川及び山田川全域	11月1日から翌年8月31日まで
	上記以外の漁場	4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで
あゆ掛釣及び擬似おとり釣	茨城県境から上流日光市大渡橋までの鬼怒川、板穴川及び宇都宮市白沢地先東岡本転倒堰下流の西鬼怒川	11月1日から翌年組合が定めて公示するあゆ掛釣及び擬似おとり釣解禁日時まで
	上記以外の漁場	1月1日から12月31日まで
	やす突	全ての区域
竿釣、手釣を除く全漁法	大谷川特別漁場	1月1日から12月31日まで

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法
 - (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること
 - (3) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること
 - (4) あゆ友釣、掛釣及び毛ばり釣漁法を用いる場合において船、ゴムボート等を使用すること
 - (5) 原動機付船等を使用すること
 - (6) 投網を用いる場合において船等を使用すること（真岡市勝瓜頭首工堰下流の鬼怒川を除く。）
 - (7) 大谷川特別漁場においてルアーを使用する漁法
- （遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをして

はならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで
かじか	5月1日から11月30日まで

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区 域	期 間
行屋川 真岡市田町地先女体堰から上流同市荒町地先泉橋に至る区域	1月1日から12月31日まで
鬼怒川 1 真岡市勝瓜1724番地先勝瓜頭首工堰中心線から下流400メートルの区域 2 宇都宮市中岡本地先岡本頭首工堰中心線から下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
大谷川及びその支流 日光市瀬川地先水郷橋から上流の大谷川及びその支流(志渡淵川、丸見川、鳴沢川、赤沢川、稲荷川、田母沢川、荒沢川及び左沢川)の区域(神橋地区及び大谷川特別漁場地区を除く。)	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
大谷川(大谷川特別漁場地区) 大谷川霧降大橋上流第十二床固から霧降大橋下流所野第二床固までの区域	11月1日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで
大谷川(神橋地区) 日光市上鉢石町地先神橋中心線から上下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
釜川 宇都宮市天神2丁目地先田川合流点から上流同市松原3丁目地先兜橋に至る区域	同上
江川 宇都宮市下栗地先暁橋から同市瑞穂野船着場下流100メートルに至る区域	同上
西鬼怒川 宇都宮市下ヶ橋地先西川橋から上流の区域	9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁 具 及 び 漁 法	区 域	期 間	遊 漁 料	附 加 料	
年	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	特別漁場及び 特設釣場を除 く区域	1年	12,000円	700円
	普通釣券	あゆ以外 の魚種	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	5,900円	700円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、 たも網、手網、やす 突及び板荷押	同上	1年	4,200円	700円

間 券	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手網、たも網、手網、やす突、徒手、手釣、竿釣、板荷押及び筌	同上	1年	19,000円	700円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網及びやす突	同上	1年	4,000円	500円
	学生普通釣券	あゆ以外の魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網及びやす突	同上	1年	1,000円	—
日	全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網、やす突及び板荷押	同上	1日	2,500円	700円
	普通釣券	あゆ以外の魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網、やす突及び板荷押	同上	1日	1,400円	400円
	雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網、やす突及び板荷押	同上	1日	700円	—
	団体雑魚釣券	雑魚	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網、やす突及び板荷押	同上	1日	600円	—
釣	2等遊漁券	全魚種	投網、掛釣、四手網、たも網、手網、やす突、徒手、手釣、竿釣、板荷押及び筌	同上	1日	8,000円	700円
	学生全魚種釣券	全魚種	徒手、手釣、竿釣、たも網、手網及びやす突	同上	1日	1,000円	300円
	大谷川特別漁場券	全魚種	手釣及び竿釣（ルアーを除く。）	大谷川霧降大橋上流第十二床固から霧降大橋下流所野第二床固までの区域	1日	3,000円	500円
券	学生大谷川特別漁場券	全魚種	手釣及び竿釣（ルアーを除く。）	同上	1日	1,500円	500円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いわな及びかじかを除いた魚種をいう。

2 学生全魚種釣券及び学生普通釣券は、高等学校の生徒に限り利用できるものとする。

3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。

4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券にあつては当日限りとする。

5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学生徒	無料（大谷川特別漁場にあつては、中学生徒は、1日につき1,500円。）
肢体不自由者（7級以上の身体障害者手帳を提示した者で、遊漁に支障ある者に限る。）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いわな、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

4 内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権設定区域において遊漁をしようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ栃木県鬼怒川漁業協同組合に納付し、その承認を得なければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、第5条第2項の規定により組合が定めた区域において、川底をかくはんしてはならない。

3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場監視員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示を遊漁者に対し行う者として、漁場監視員を指名することができる。

2 漁場監視員は、別に定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

4 塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の住所及び名称

那須塩原市塩原2356番地

塩原漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、塩原漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第8条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣（餌釣、友釣、毛ばり釣、蚊ばり釣及びルアー釣に限る。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 遊漁者は、あゆを採捕しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、友釣又は蚊ばり釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。
- 3 遊漁者は、第1項の規定にかかわらず、5月1日からあゆ解禁日前日までの期間は、蚊ばり釣をしてはならない。
- 4 使用できる漁具の数は、1人1組とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月15日から7月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます・やまめ、いわな、うぐい、かじか、うなぎ、こい及びふな	4月1日から4月10日までの期間内で組合が定めて公示する日から9月19日まで
にじます	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
さくらます・やまめ、いわな及びにじます	那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の八幡橋までの箒川（支流を除く。）の区域のうち、組合が定めて公示する区域	4月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

- 2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
- 3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのないシングルフック以外のものを用いてはならない。

(禁止区域等)

第6条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	遊漁料	附加料金
全魚種	1 期間券	9,000円	500円
	2 日釣券（解禁日から3日間）	3,500円	500円
あゆ	1 期間券	6,000円	500円
	2 日釣券（解禁日から3日間を除く。）	2,000円	500円
溪流魚	1 期間券	6,000円	500円
	2 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。）	1,500円	500円
	3 日釣券（キャッチ・アンド・リリース区域に限る。）	2,000円	500円

注1 期間券により遊漁を行える期間は、第4条で定める期間とする。

2 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、溪流魚とは、全魚種よりあゆを除いた魚種をいう。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ指定して公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。